



附 則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

人事委員会規則一〇〇（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定による法人を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月二十九日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一〇〇（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定による法人を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一〇〇（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定による法人を定める規則）の一部を次のように改正する。

第二条中、「同条に規定する公庫のほか」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月二十九日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第一号を次のように改める。

一 沖縄振興開発金融公庫

附 則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第三号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他」を削る。

別表第二中第一号を削り、第二号を第一号とし、同表第三号中「前二号」を「前号」に、「これら」を「これ」に改め、同号を同表第二号とする。

附 則

この規程は、平成二十年十月一日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年九月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第十四号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第三号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他」を削る。

別表第二中第一号を削り、第二号を第一号とし、同表第三号中「前二号」を「前号」に、「これら」を「これ」に改め、同号を同表第二号とする。

附 則

この規程は、平成二十年十月一日から施行する。

---

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭